

令和7年3月

事業者の皆様

旭川市水道局経営企画課

旭川市水道局建設工事等低入札価格調査要領の改正について

旭川市水道局建設工事等低入札価格調査要領の調査基準価格の設定について改正し、令和7年4月1日以降に公告する入札から適用しますのでお知らせします。

1 改正の内容

委託業務に係る調査基準価格を引き上げます。

(1) 対象業務

測量業務、工事に係る調査及び設計業務（建築設計を除く）

(2) 引上げ内容

一般管理費等の額に乘じる率を「10分の4.8」から「10分の5」に引き上げる。